

【重要事項説明書】

1. 事業の目的

医療法人 心々和会が開設するサン・レモ リハビリ病院 通所リハビリテーション事業所(以下、『事業所』という。)が行う、通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションの事業(以下、『事業』という。)の適正な運営を確保する為に、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業の提供にあたる理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護師、介護職員(以下、『従業者』という。)が要介護状態又は要支援状態にある高齢者(以下「要介護者等」という。)に対して、適正なサービスを提供することを目的とする。

2. 運営の方針

- ① 事業所は、要介護者等が可能な限りその居宅において日常生活を営むことが出来る様に、心身機能の維持・回復を図る。
- ② 事業の実施にあたっては、関係市町村、居宅サービス事業者等との連携に努める。

3. 名称及び所在地等

名称	サン・レモ リハビリ病院 通所リハビリテーション事業所
所在地	佐世保市江上町 4848-1
管理者	浅井 貞宏
電話番号	0956-58-5900
介護保険指定番号	4270200639

4. 職員の体制及び職務内容

管理者(医師)	1名(従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業の運営に必要な指揮命令を行う)
医師	1名以上(利用者の医学的管理及び評価を行う)
看護職員・リハビリ専門職 (理学療法士・作業療法士・言語聴覚士)	1名以上(利用者が日常生活を営むうえで必要な身体機能・能力の改善、又は減退を防止する為の訓練・指導を行う)
介護職員	1名以上(利用者が安全・安心・安楽に過ごす為の見守りや介助を行う)

5. 営業日及びサービス提供時間

営業日	月・火・水・木・金 ※但し、祝日及び12月30日～1月3日を除く
営業時間	8時30分～17時00分
サービスを提供する地域	佐世保市：江上・針尾・早岐・日宇・宮地区 東彼杵郡：川棚地区

6. 利用定員 40名/日

7. サービス内容

送迎	利用者の自宅から事業所までの送迎の実施
状態観察及び健康相談	体温・血圧・脈拍等の測定及び医師による問診(健康相談)
リハビリテーション	利用者個々の評価・リハビリテーション計画書の作成を行い、計画書に基づいたリハビリテーションを実施します。(個別訓練・指導及び集団訓練・指導)
口腔機能向上	口腔機能の維持・改善を目的とした訓練及び指導
入浴	職員の監視・介助・介護による安心、安全な入浴(必要に応じて入浴訓練や指導の実施)
食事	身体機能・能力に応じた食事の提供(必要に応じて食事訓練や指導の実施)
生活指導など	利用者及び御家族に対して日常生活・介護方法の指導
その他	医師の指示による医療措置

8. 送迎について

実施地域外の利用者に対する送迎費は実施地域を超えた所から実費を徴収いたします。

9. 食費及びその他費用について

- ① 食費代として1日あたり500円を請求させていただきます。
- ② その他費用の請求が発生した場合は、実費を徴収いたします。(例)オムツ、尿取りパッド類 等

10. 施設利用にあたっての契約

施設利用にあたっては、事業所と利用者との間で契約を交わす必要があります。契約内容等については、『通所リハビリテーション契約書』のとおりです。

1 1. 通所リハビリテーション費及び介護予防通所リハビリテーション費 単位表

※利用者個々の介護保険負担割合証に応じ、1割、2割若しくは3割のお支払いとなります。

① 通所リハビリテーション費(基本単位)

【1時間以上2時間未満の場合】	【4時間以上5時間未満の場合】	【7時間以上8時間未満の場合】
要介護1 ⇒ 369 単位/日 要介護2 ⇒ 398 単位/日 要介護3 ⇒ 429 単位/日 要介護4 ⇒ 458 単位/日 要介護5 ⇒ 491 単位/日	要介護1 ⇒ 553 単位/日 要介護2 ⇒ 642 単位/日 要介護3 ⇒ 730 単位/日 要介護4 ⇒ 844 単位/日 要介護5 ⇒ 957 単位/日	要介護1 ⇒ 762 単位/日 要介護2 ⇒ 903 単位/日 要介護3 ⇒ 1,046 単位/日 要介護4 ⇒ 1,215 単位/日 要介護5 ⇒ 1,379 単位/日
【2時間以上3時間未満の場合】	【5時間以上6時間未満の場合】	
要介護1 ⇒ 383 単位/日 要介護2 ⇒ 439 単位/日 要介護3 ⇒ 498 単位/日 要介護4 ⇒ 555 単位/日 要介護5 ⇒ 612 単位/日	要介護1 ⇒ 622 単位/日 要介護2 ⇒ 738 単位/日 要介護3 ⇒ 852 単位/日 要介護4 ⇒ 987 単位/日 要介護5 ⇒ 1,120 単位/日	
【3時間以上4時間未満の場合】	【6時間以上7時間未満の場合】	
要介護1 ⇒ 486 単位/日 要介護2 ⇒ 565 単位/日 要介護3 ⇒ 643 単位/日 要介護4 ⇒ 743 単位/日 要介護5 ⇒ 842 単位/日	要介護1 ⇒ 715 単位/日 要介護2 ⇒ 850 単位/日 要介護3 ⇒ 981 単位/日 要介護4 ⇒ 1,137 単位/日 要介護5 ⇒ 1,290 単位/日	

【各種加算】

・リハビリテーションマネジメント加算(ロ)6ヶ月以内	593 単位/月	【リハビリテーション提供体制加算】	
・リハビリテーションマネジメント加算(ロ)6ヶ月以上	273 単位/月		
・リハビリテーションマネジメント加算(医師による説明)	270 単位/月		
・短期集中個別リハビリテーション実施加算(3ヶ月以内)	110 単位/回		
・入浴介助加算(1)	40 単位/回		
・退院時共同指導加算	600 単位/回		
・口腔機能向上加算	320 単位/月(160 単位×2 回)		
・科学的介護推進体制加算	40 単位/月		
		3時間以上4時間未満	12 単位/日
		4時間以上5時間未満	16 単位/日
		5時間以上6時間未満	20 単位/日
		6時間以上7時間未満	24 単位/日
		7時間以上	28 単位/日

* 「リハビリテーションマネジメント加算」「科学的介護推進体制加算」は月に1回加算します

* 送迎を行わない場合⇒47 単位/片道の単位を減算します

② 介護予防通所リハビリテーション費

要支援1	2,268 単位/月	要支援2	4,228 単位/月
------	------------	------	------------

【各種加算】

・退院時共同指導加算	600 単位/回	※1 予防1 2月超減算 (要支援1) -120 単位/月 (要支援2) -240 単位/月 ※1 要件を満たさない場合に減算(定期的なりハビリ会議の開催等)
・口腔機能向上加算	160 単位/月	
・科学的介護推進体制加算	40 単位/月	

* 「科学的介護推進体制加算」は月に1回加算します。

1 2. 施設利用にあたっての契約

- ① 利用者の営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動を禁止します。
- ② ペットの持ち込みを禁止します。
- ③ 他利用者への迷惑行為を禁止します。
- ④ 事業所内での飲酒を禁止します。
- ⑤ 敷地内禁煙とします。
- ⑥ 貴重品は出来るだけ持ち込まないようお願いいたします。

1 3. 緊急時及び事故発生時の対処方法 ※『サン・レモ リハビリ病院 医療安全管理指針』により、対応いたします。

- ① 救急措置の最優先
- ② 事業所は現にサービスの提供を行っているときに、利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な処置が発生した場合には、救急措置の遂行に支障をきたさない限り、可及的速やかに事故の状況、実施している措置及びその見通しなどについて利用者本人又は御家族に連絡するとともに、主治医又は歯科医師等に報告します。

1 4. 非常災害対策 ※『サン・レモ リハビリ病院 防災及び非常災害時対応マニュアル』に沿って対応いたします。

- ① 防災設備：消化器、消火用散水栓の完備。
- ② 防災訓練：年2回実施。

15. 相談・苦情対応

① 相談・苦情対応窓口の常設に伴い、担当者及び処理責任者の配置

当事業所に対するご相談や苦情は、下記の窓口で受け付けます。※プライバシー保護のため、施設内(事業所及び病院)に個室を設けます。

受付窓口：高濱 渉平(事業所 所長) / 処理責任者 橋口 公明(サン・レモ リハビリ病院 事務長)

TEL：0956-58-5900 FAX：0956-58-5550

受付時間：毎週月曜日～金曜日の午前9時から午後5時まで ※但し、祝日は除く

② 相談・苦情の処理を行う体制並びに手順

(ア) 相談・苦情対応窓口の担当者が内容を事実確認し、担当者レベルで解決可能と判断される事案は、速やかな解決に向け処理を進める。

(イ) 窓口担当者での解決が困難な事案は、事業所の管理者及び相談・苦情処理責任者と協議し、解決に向け処理を進める。

(ウ) (イ)での解決が困難な事案は、当該利用者及び御家族に長崎県又は佐世保市管轄の相談機関への申し立てを勧めるとともに、当事業所においても速やかに当該事案の概要を前述の相談機関に報告し、その指示を仰ぐものとする。

③ 市町村及び長崎県国民健康保険団体連合会等の相談・苦情受付機関

行政機関その他の苦情受付機関

佐世保市役所 長寿社会課 相談窓口	佐世保市八幡町1-10 TEL：0956-24-1111
国民健康保険団体連合会 介護保険課 介護サービス苦情申立等相談窓口	長崎市今博多町8-2 TEL：0956-826-1599
佐世保市早岐地域包括支援センター	佐世保市権常寺町1丁目4番10号 メイノスビル3階 TEL：0956-26-5800

16. ハラスメントの防止について

事業所職員等の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるように、以下に掲げるとおりハラスメントの防止に向け取り組みます。

① 事業所職員に対し、ハラスメントに関する研修などを定期的実施します。

② ハラスメント事案が発生した場合、ハラスメント防止対策委員会にて審議を行い、再発防止策を検討します。

③ ハラスメント行為と判断された行為者に対しては、関係機関への通報、相談等を行ったうえで、利用契約の解約等の措置を講じます。

17. 個人情報の取り扱いについて

事業所は、業務上知り得た利用者及び養護者、若しくはその関係者などに関する個人情報を、正当な理由無く第三者には漏らしません。

但し、以下の取り扱いについては、利用者又は養護者から事前に同意を得るものとします。尚、利用終了後においても同様に扱うものとして扱います。

(ア) 介護保険サービスを利用するにあたり、市町村(保険者)及び居宅介護支援事業所、その他介護保険サービス事業者への情報提供、また医療措置を施行する必要がある場合、医療機関への情報提供を行う。

(イ) 介護保険サービスの質の向上を目的とした、学会等での事例研究発表などで情報を扱うことがある。尚、その際には利用者個人を特定できない様に、十分に配慮することを厳守する。

(ウ) 科学的に効果が裏付けられた自立支援・重度化防止に資する高いサービス提供の推進を目的として、『科学的介護情報システム(LIFE: ライフ)』を運用し、厚生労働省へデータの提出を行う。

18. 権利擁護・虐待防止等に関する事項

① 利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、下記の責任者を設置する。

人権擁護、虐待防止等責任者：管理者 浅井 貞宏

② 事業所は、当該従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等関係機関に通報するものとする。また、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施する。

(ア) 虐待防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。

(イ) 虐待防止の為の指針を整備する。

(ウ) 虐待を防止する為の定期的な研修を実施する。

(エ) 前(ア)～(ウ)に掲げる措置を適切に実施する為の担当者を設置する。